

店舗名: かぞいーぬ薬局

許可番号: 千保第 7777 号

要指導医薬品の取扱い 有・無 第一類医薬品の取扱い 有・無 一般用医薬品の取扱い 有・無 特定販売を行う時間 有・無

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 計

月		開店時間(h)		要指導医薬品販売等時間(h)		第一類医薬品販売等時間(h)		一般用医薬品販売等時間(h)		特定販売を行う時間(h)		資格者が勤務する時間(h) ※休憩時間等勤務していない時間帯がわかるように記載してください。		24 計
月	氏名	資格												
	⑦	千葉太郎(A)	薬										8	
	①	千葉花子(B)	"										8	
	⑨	中央二郎(C)	"										8	
	⑩	花見若葉(D)	登										8	
	⑪	稲毛三郎(E)	"										8	
	⑫	美浜みどり(F)	登・研										8	
火	氏名	資格												
	⑦	A	薬										9.5	
	①	B	"										9.5	
	⑨	C	"										9.5	
	⑩	D	登										9.5	
	⑪	E	"										9.5	
	⑫	F	登・研										9.5	
水	氏名	資格												
	⑦	A	薬										9	
	①	B	"										7	
	⑨	C	"										7	
	⑩	D	登										7	
	⑪	E	"										8	
	⑫	F	登・研										8	
木	氏名	資格												
	⑦	A	薬										11	
	①	B	"										10	
	⑨	C	"										10	
	⑩	D	登										11	
	⑪	E	"										11	
	⑫	F	登・研										8	

マーカー等使用してセルを塗りつぶしたり、矢印を用いたりして、開店時間等がわかるように記載してください。

開店時間等の合計時間を入力してください。 ※小数第1位まで

⑦には管理者の氏名及び資格を、①以降には定期的に勤務しているその他の資格者の氏名及び資格を、記入してください。

勤務時間の合計時間を入力してください。 ※小数第1位まで

省略について
1) 資格については、薬剤師は「薬」、登録販売者は「登」、研修中の登録販売者は「登・研」と省略可能です。
2) 火曜日以降、資格者の氏名の記入を簡略化したい場合には、月曜日の資格者氏名の後にアルファベットを記入しておきます。

火～日曜日欄において、資格者の氏名を省略する場合は、月曜日欄で氏名の後に記入しておいたアルファベットを記入してください。資格欄は、月曜日と同様に記入してください。

勤務時間がわかるように記載してください(資格者ごとに色を変えるとわかりやすくなります)。

注) 要指導医薬品及び一般医薬品を販売しない薬剤師

研修中の登録販売者のみとなる時間がないよう注意してください(一般医薬品を販売する資格者と必ず一緒に勤務するようにしてください)。

店舗名: **かそいーめ薬局**

許可番号: 千保第

7777

号

営業時間の詳細を記入してください。

I 営業時間等

開店時間	月	9:00 ~ 13:00	火	9:00 ~ 13:00	水	9:00 ~ 18:00	木	9:00 ~ 20:00	計	① 64.5 時間
	金	9:00 ~ 20:00	土	9:00 ~ 17:00	日	9:00 ~ 17:00				
要指導医薬品販売授与時間	月	9:00 ~ 13:00	火	9:00 ~ 13:00	水	9:00 ~ 13:30	木	9:00 ~ 13:00	計	② 60.5 時間
	金	9:00 ~ 20:00	土	9:00 ~ 17:00	日	9:00 ~ 13:00				
第一類医薬品販売授与時間	月	9:00 ~ 13:00	火	9:00 ~ 13:00	水	9:00 ~ 13:30	木	9:00 ~ 13:00	計	③ 60.5 時間
	金	9:00 ~ 20:00	土	9:00 ~ 17:00	日	9:00 ~ 13:00				
一般用医薬品販売授与時間	月	9:00 ~ 13:00	火	9:00 ~ 13:00	水	9:00 ~ 18:00	木	9:00 ~ 20:00	計	④ 70.5 時間
	金	9:00 ~ 20:00	土	9:00 ~ 20:00	日	9:00 ~ 20:00				
③ 60.5	- 特定販売のみ行う時間(第一類)の1週間の総和				0.0	=	第一類医薬品を販売授与する開店時間の1週間の総和			⑤ 60.5 時間
④ 70.5	- 特定販売のみ行う時間(一般用)の1週間の総和				6.0	=	一般用医薬品を販売授与する開店時間の1週間の総和			⑥ 64.5 時間

II 情報の提供を行う場所等

①~④について、「シフト表」シートで各曜日に記入した時間数の合計を計算してください。⑤、⑥についても同様に計算してください。
※小数点第1位まで表示

要指導医薬品又は第一類医薬品の情報の提供(指導)を行う場所	⑦	1	箇所
要指導医薬品又は一般用医薬品(第一類含む)の情報の提供(指導)を行う場所	⑧	2	箇所

III 体制省令判断等

【薬局・店舗販売業共通】

⑥で計算した以外に、要指導医薬品のみを販売授与する開店時間がある場合は追加した値を入力してください。

1. 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売・授与に従事する薬剤師・登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗の要指導医薬品又は一般用医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、「要指導医薬品又は一般用医薬品を販売・授与する開店時間の1週間の総和」以上であること。(省令1条1項10号、2条1項4号関係)

⑨資格者の週当たり勤務時間数の総和(特定販売のみ行う時間を除く) **195.0** 時間 / ⑧ **2** ≥ ⑥ **64.5** 適否 **適**

2. 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売・授与する店舗にあっては、要指導医薬品又は第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、「要指導医薬品又は第一類医薬品を販売・授与する開店時間の1週間の総和」以上であること。(省令1条1項11号、2条1項5号関係)

要指導医薬品や一般医薬品を販売しない薬剤師の勤務時間がある場合は、手入力で修正してください(2.の⑩も同様)。

⑩薬剤師の週当たり勤務時間数の総和(特定販売のみ行う時間を除く) **72.5** 時間 / ⑦ **1** ≥ ⑤ **60.5** 適否 **適**

3. 相談への対応、情報の提供及び指導その他の医薬品の販売・授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置(省令1条1項5号、14号、2条1項3号、6号関係)

有・無

4. ~6. は薬局のみ記入。

【薬局のみ】

特に勤務規定が定められていない薬局の場合、
32時間以上勤務している薬剤師→「1」人
32時間未満勤務の薬剤師→「勤務時間/32」

4. 調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における1日平均取扱処方箋数を40で除して得た数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1とする。)以上であること。(省令1条1項2号関係)

⑪調剤に従事する薬剤師の員数 **2.9** 人 ≥ (⑫1日平均取扱処方箋数 **31** 枚 / 40 = 整数切り上げ **1**) 適否 **適**

5. 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数が当該薬局の開店時間の1週間の総和以上であること。(省令1条1項10号、2条1項4号関係)

調剤を行わない薬剤師の勤務時間がある場合は、手入力で修正してください。

⑩薬剤師の週当たり勤務時間数の総和(特定販売のみ行う時間を除く) **100.5** 時間 ≥ ① **64.5** 適否 **適**

6. 医療の安全及び情報の提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定、従事者の研修の実施その他必要な措置(省令1条1項12号、13号関係)

有・無